

# 大阪湾・紀伊水道における湾外等避難のルール

第五管区海上保安本部では、**勢力の強い台風**による**異常な気象・海象**が予想される場合、海上交通安全法の規定に基づき、**大阪湾(紀伊水道を含む)外の台風の影響の少ない海域への避難等の勧告を発出**します。

## ルールの概要と対象海域



### 避難のルール

#### 「対象海域外への避難」

ただし、対象海域内の台風の影響の少ない海域で避泊等することができる船舶は除く。

#### 「入域の回避」

ただし、入域後、対象海域内の台風の影響の少ない海域で避泊等することができる船舶又は時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域外へ避難する船舶は除く。

#### 「十分な時間的余裕を持った避難」



海難防止イメージキャラクター  
ハルちゃん

## 「対象海域外への避難」及び「入域の回避」の対象船舶

### ■ 長さ200m以上

客船、フェリー、貨物船

### ■ 長さ160m以上

自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー

### ■ 総トン数5万トン以上の危険物船

(液化ガス船を除く)

### ■ 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

ただし、以下に該当する船舶は対象外です。

● 定期航路事業に従事する内航船舶(内航定期旅客船・内航RORO船等)

● 「平水」、「沿海」又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶

※対象船舶以外の船舶においても、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始してください。

台風等の異常な気象・海象が予想される場合等において  
走錨等に起因する事故防止に万全を期すため

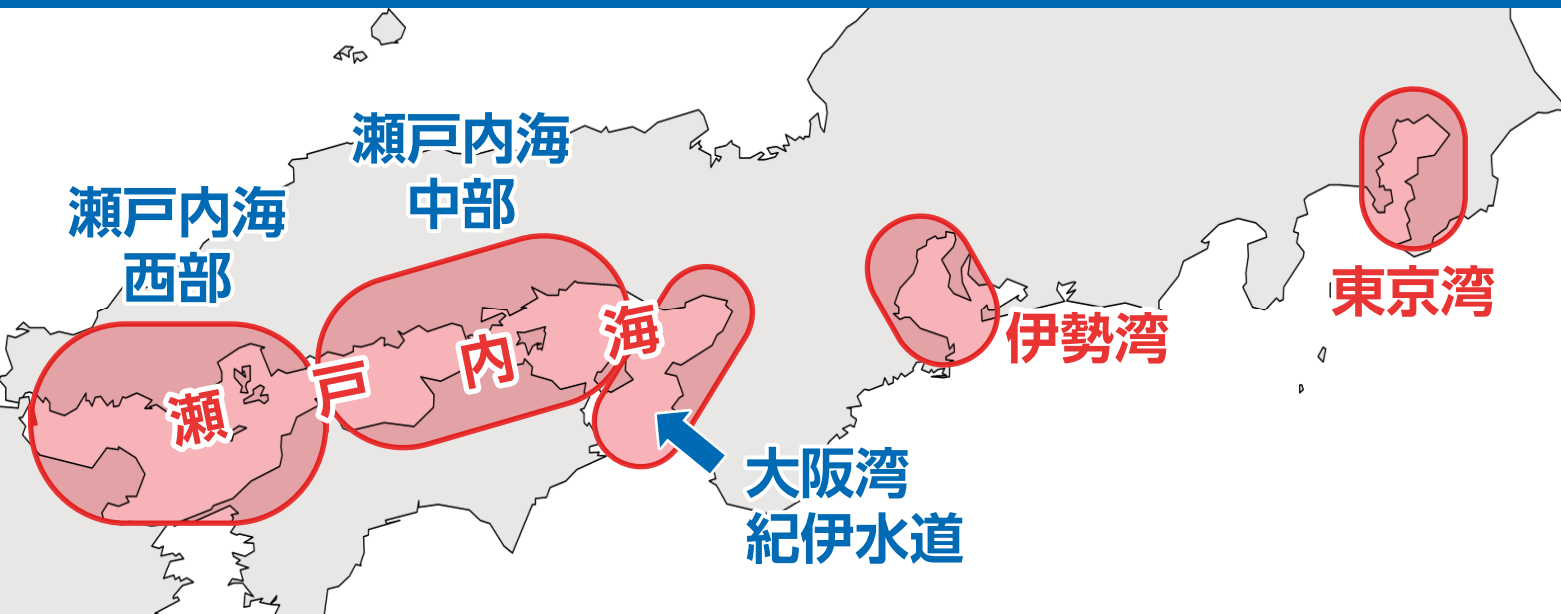
## 湾外避難等の勧告・命令に関する制度等を創設

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」令和3年7月1日施行

### 三大湾等における湾外避難等の勧告・命令制度等

- 船舶の湾外避難、湾内の錨泊制限等の勧告・命令制度
- 重要施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度
- 湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会の設置
- 湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度

### 湾外避難等の勧告・命令制度の対象海域



- 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(大阪湾・紀伊水道を含む)を対象
- 瀬戸内海は3つの海域に分けて運用されます

問合せ先



第五管区海上保安本部  
交通部航行安全課  
電話 078-391-6551



走錨事故防止  
ポータルサイト

走錨事故防止に役立つ

以下のような情報を掲載しています。

- 台風進路図、外洋波浪予想図
- 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の錨泊船舶の状況図
- 灯台等で観測した風向、風速等に関する情報
- 投揚錨作業と事故防止、台風を錨泊避航した状況図、船員教育に役立つ動画情報

(2021年7月作成)